



週刊 避難者応援情報紙

浜通り

2月3日発行
Vol.532

さんじょうライフ



皆様の生活する上での不安や疑問を少しでも解消していただくための情報紙として、毎週お届けします。

目次

福島県まん延防止等重点措置

県内においては、昨年末以降、都市部を中心に、県内全域で急激に感染が拡大しています。このまま感染拡大が続けば、医療提供体制が逼迫する危機的な状況となることが懸念されています。

これ以上の感染拡大を防止するため、新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、「特措法」と言う。)に基づき、以下の重点的な対策を行いますので、県民の皆様、事業者等の皆様のご協力をお願いします。

まん延防止等重点措置		
区 域	県全域【重点措置を講ずる区域】	
期 間	福島市、会津若松市、郡山市、いわき市、南相馬市	左記5市以外の市町村
	令和4年1月27日(木)～2月20日(日)	令和4年1月30日(日)～2月20日(日)
適 用	特措法第31条の6第1、2項、第24条第9項	

令和4年1月28日
福島県新型コロナウイルス感染症対策本部

●「みなみそうまトピックス」から

- ・宿泊療養施設の現場公開 ----- 2

●被災自治体News

- 南相馬市 ----- 3
浪江町 ----- 8

●交流ルームひばり通信

- ・2月の「ひばり」 ----- 12



まん延防止等重点措置適用

1/21(金)
2/13(日)

県民の皆様へのお願い

- ・ **基本的な感染対策を徹底**
手洗い・手指消毒、3密回避、マスク着用
- ・ 体調に合わせた行動の徹底、検査の徹底
- ・ **混雑した場所や感染リスクが高い場所への外出や移動は控える**
- ・ 不要不急の県外との往来は極力控える
- ・ 同一グループの同一テーブルでの会食は **4人以内**で
- ・ 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用は控える

新潟県新型コロナ
受診・相談センター 番号間違いに注意!!

☎ 025-256-8275
☎ 025-385-7541
☎ 025-385-7634
毎日24時間対応(土日・祝日含む)

1/20 木

宿泊療養施設の現場公開

新型コロナウイルスのオミクロン株の感染拡大に伴い、今後、無症状や軽症の患者が多数発生することが想定されます。市では、福島県と協議を進め、1月21日から「ホテルサンエイ」様にご協力をいただき、軽症者などを受け入れる宿泊療養施設として利用させていただけることになりました。また、このことに先立ち、1月20日に内覧会が開催されました。

館内ではさまざまな感染対策が行われ、ごみも医療廃棄物として適切に処理されるほか、必要となる生活必需品は自由に取り出すことができるように配慮されています。また、外国人の感染症患者のため、外国語を日本語に変換できる翻訳機など準備してあります。

今回設置された宿泊療養施設が医療機関の負荷軽減と、市民を含む相双地方全体の安心につながるものと期待されます。





南相馬市からのお知らせ

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

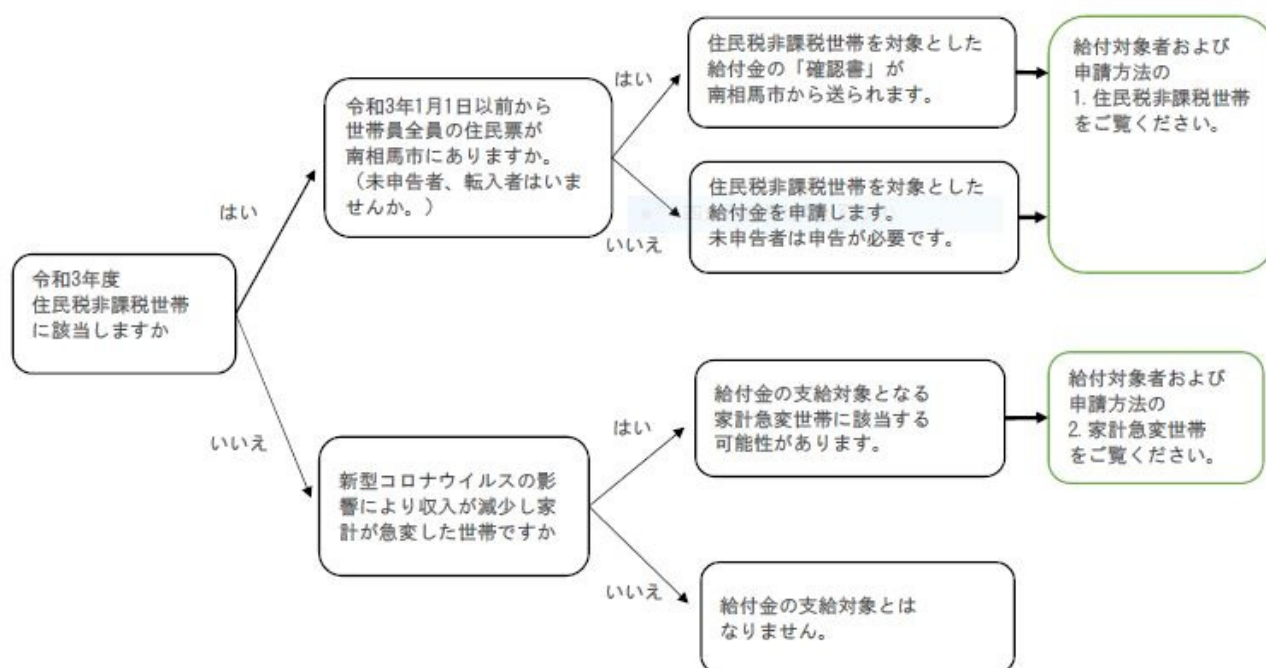
2月1日HP更新

令和3年11月19日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」において、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化し、さまざまな困難に直面しているなか、令和3年度分の住民税非課税世帯および家計急変世帯に対し、1世帯あたり10万円を支給する臨時特別給付金支給事業を実施します。

注意 1世帯当たり1回の給付です。住民税非課税世帯を対象とした給付金と家計急変世帯を対象とした給付金を重複して受給することはできません。

給付対象者

ご自身の世帯が今回の給付金の対象世帯に該当するか簡易的に判断するためのフローチャートです。



1. 住民税非課税世帯

次の全てを満たす世帯

- 令和3年12月10日時点で南相馬市に住民登録がある世帯
- 世帯全員が、令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯
- 世帯全員が住民税の課税者に扶養されていない世帯
- 住民税未申告の方がいない世帯

次ページへ続きます

2. 家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和3年1月から令和4年9月までの間で家計が急変し世帯全員のそれぞれの1年間の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯

（令和3年1月以降令和4年9月までの任意の1ヵ月の収入を12倍し、合計額が非課税相当になる方）

注意 新型コロナウイルス感染症の影響によらない減収は対象外

住民税非課税と同等の水準となる収入の目安

世帯人数	家族構成例	非課税相当 所得限度額	非課税相当 収入限度額	月収
1人	本人のみ	380,000円	930,000円	78,000円
2人	本人+配偶者等 扶養家族1人	828,000円	1,378,000円	115,000円
3人	本人+配偶者等 扶養家族2人	1,108,000円	1,680,000円	140,000円
4人	本人+配偶者等 扶養家族3人	1,388,000円	2,097,000円	175,000円
5人	本人+配偶者等 扶養家族4人	1,668,000円	2,497,000円	209,000円
6人	本人+配偶者等 扶養家族5人	1,948,000円	2,897,000円	242,000円
7人	本人+配偶者等 扶養家族6人	2,228,000円	3,297,000円	275,000円

障がい者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合

	非課税相当 所得限度額	非課税相当 収入限度額	月収
障害者、未成年者、 寡婦、ひとり親の場合	注意 1,350,000円	注意 2,043,999円	注意 171,000円

注意 これを超える場合は、上記の被扶養者の人数に応じた区分を適用

支給スケジュール

市が確認書または申請書を受理した日から2～3週間後を目安に口座に振り込みます。

注意 書類に不備があった場合は、これよりも遅れる場合があります。

次ページへ続きます 

申請方法

1. 住民税非課税世帯

申請が不要となる世帯には市から、1月下旬から確認書を順次送付します。確認書の内容に間違いがないか確認し、必要事項を記入の上、返送してください。

令和3年1月2日以降に南相馬市に転入された世帯で該当する世帯の方は、世帯全員の非課税証明書を添付し申請してください。

■申請期限 令和4年3月31日（木）

2. 家計急変世帯

申請時点で住民登録のある市区町村へ申請が必要となります。申請の受け付けは2月1日（火）からとなります。該当する月の給料明細などをご用意ください。

■申請書配布 市役所社会福祉課、各区役所市民総合サービス課

■申請場所 市役所東庁舎2階 臨時特別給付金窓口

■申請期限 令和4年9月30日（金）

福祉灯油等緊急助成金

住民税非課税世帯で臨時特別給付金の対象となる世帯に、原油価格高騰に伴う特別措置として灯油などの購入費用を助成します。上記の「臨時特別給付金」の通知に申請書を同封します。

■申請期限 令和4年3月31日（木）

■対象 臨時特別給付金の対象となる住民税非課税世帯で、次のいずれかに該当する世帯

- 65歳以上の高齢者のみの世帯
- 令和3年12月10日までに身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方や障がい者と認められる方がいる世帯
- 令和3年12月分の児童扶養手当を受給しているひとり親世帯

注意事項

- 住民税が未申告の方がいる世帯には確認書は届きません。対象と思われる方で確認書が届かない場合は、問い合わせください。
- 原則、世帯主の口座に振り込みます。
- 配偶者などからの暴力を理由に避難している方で、令和3年12月10日以前に現在住んでいる市区町村に住民票を移すことができない場合、所定の手続きをすることで、給付金を受け取ることができる場合があります。詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ

臨時特別給付金コールセンター

TEL 090-2600-0071、090-2600-0077

（平日 午前9時～午後5時）

令和4年度南相馬市会計年度任用職員募集

2月1日HP更新

南相馬市では、令和4年4月1日から任用する会計年度任用職員を募集します。会計年度任用職員とは、1年度内（4月1日から翌年3月31日まで）で勤務する職員です。

募集職種

- ▶ 会計年度任用職員募集職種（令和4年4月1日採用者）

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/20220131_006uz.pdf



- 注意** 応募にあたり、年齢制限はありませんが、地方公務員法第16条に規定する欠格事項に該当する人は応募することができません。

募集案内・申込書等のダウンロード

募集案内・申込書は総務課及びハローワーク相双においても配布しています。

- ▶ 会計年度任用職員募集要項

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/r4_kaikeinendo_ninyo_yoko.pdf



- ▶ 会計年度任用職員応募申込書

https://www.city.minamisoma.lg.jp/material/files/group/2/r4_kaikeinendo_ninyo_moshikomi.pdf



受付期限

2月15日（火）

応募方法

総務課（市役所本庁舎3階）へ持参または郵送（2月15日消印有効）

【持参の場合】

総務課（市役所本庁舎3階）平日午前9時～午後5時

【郵送の場合】

送付先 〒975-8686 南相馬市原町区本町2丁目27番地
「南相馬市役所 総務課 人事給与係」

- 注意** なお、提出書類は返却しません。予めご了承ください。

次ページへ続きます 

提出書類

- 会計年度任用職員応募申込書
- 資格・免許の写し

「会計年度任用職員募集職種（令和4年4月1日採用者）」の資格要件に必要な資格が記載されています。

選考方法

書類審査、面接を実施します。面接日は後日連絡します。

任用期間

令和4年4月1日～令和5年3月31日までの期間内（一会計年度を超えない範囲）

注意 勤務成績などの評価により、公募によらない再度の任用を連続2回（3年間）を限度として行う場合があります。その後も勤務を希望する場合は、再度、公募による選考となります。

給与・手当

- 毎月、給料のほか通勤方法などに応じ通勤手当が支給されます。（支給日 毎月21日）
- 勤務期間に応じ、期末手当が支給されます。（6月15日、12月5日）

休暇

- 年次有給休暇、夏季休暇などの特別休暇、などがあります。
- 定期健康診断、ストレスチェックの適用があります。

問い合わせ

総務部 総務課 人事給与係

TEL 0244-24-5222



浪江町からのお知らせ

令和3年度第4回浪江町営住宅入居者募集

2月1日HP更新

町営住宅の入居予定者を次のとおり募集します。

▶ 2月募集のお知らせ

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15552.pdf>


募集期間

2月7日（月）～2月18日（金） ※期間内必着

募集住宅

種別	住宅名	住戸タイプ	間取り	住宅種類	募集戸数
災害公営住宅	幾世橋住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	3
			2LDK	一般住宅	0
	請戸住宅団地	木造戸建て	3LDK	一般住宅	2
			2LDK	一般住宅	0
福島再生賃貸住宅	幾世橋集合住宅	RC5階建て	3DK	一般住宅	1
			1LDK	優先住宅 注意	0
			1LDK	優先住宅(車いす)	1
町営住宅	御殿南住宅	木造2戸1棟	2DK	一般住宅	0

注意 優先住宅は、幾世橋集合住宅の1階部分にあり、優先世帯(65歳以上の高齢者、障がい者、要介護者がいる世帯)に限り申し込むことができます。

- 子育て世帯、高齢者(75歳以上)・障がい者・要介護者がいる世帯には、抽選の優遇措置があります。
- すべての住宅でペットの飼育が可能です。
- 家賃は世帯の所得に応じて決定します。
- 幾世橋集合住宅、請戸住宅団地は家賃のほかに共益費がかかります。
- 請戸住宅団地は家賃・共益費のほかに浄化槽の清掃費がかかります。

次ページへ続きます

申込資格

住宅の種別により申込資格が異なりますので、詳しくは募集要項をご覧ください。

【共通要件】

次のすべての要件を満たす方

- 現に住宅に困窮していること ※住宅困窮理由は申込書の裏面で確認してください。
- 市町村の税の未納がないこと
- 過去に町営住宅に入居していたことがある場合、家賃に未納がないこと
- 暴力団員でないこと

【災害公営住宅】（幾世橋住宅団地・請戸住宅団地）

平成23年3月11日時点で町内に居住し、浪江町に帰還する方で、次のいずれかに該当する方

- 町内に居住する住宅がない方（申込者名義の住宅がない）
- 帰還困難区域にお住まいだった方

【福島再生賃貸住宅】（幾世橋集合住宅）

世帯の年間所得の月額が487,000円を超えない方で、次のいずれかに該当する方

- 平成23年3月11日時点で町内に居住し、浪江町に帰還する方
- 浪江町に移住する方

【町営住宅】（御殿南住宅）

町内に居住する住宅がない方で、次のいずれかに該当する方

- 平成23年3月11日時点で町内に居住し、浪江町に帰還する方
- 世帯の年間所得の月額158,000円 **注意** を超えない方

注意 裁量世帯(高齢者(60歳以上)、障がい者、要介護者、就学前の子どもがいる世帯)は月額214,000円

募集要項

【災害公営住宅】

▶ 幾世橋住宅団地募集要項

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15554.pdf>



▶ 請戸住宅団地募集要項

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15555.pdf>



次ページへ続きます 

【福島再生賃貸住宅】

▶ 幾世橋集合住宅募集要項

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14755.pdf>



【町営住宅】

▶ 御殿南住宅募集要項

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14756.pdf>



申込方法

申込書に必要書類を添付して提出してください。

▶ 町営住宅入居申込書

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/15553.pdf>



▶ 被災家屋に関する同意書

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14740.pdf>



▶ 給与支払証明書

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14741.pdf>



▶ 退職証明書

<https://www.town.namie.fukushima.jp/uploaded/attachment/14742.pdf>



申込先

【窓口・郵送】 住宅水道課住宅係 ※期間内必着
〒979-1952 双葉郡浪江町大字幾世橋字六反田7-2

【窓口のみ】 各出張所（福島・二本松・いわき）

問い合わせ

住宅水道課 住宅係

TEL 0240-34-0232

浪江町では211人が成人を迎えました



1月8日、令和4年成人式が行われ、今年は総勢211人が新成人となりました。そのうち46人が浪江町地域スポーツセンターで行われた成人式に出席し、友人や先生との再会を喜びました。

式では副町長から「人生には必ず山や谷があるが、勇気をもって人生を切り開いて、幸せになってほしい」とのお祝いのことばがありました。

それを受け、新成人代表 齋藤希歩さんは誓いの言葉の中で、「行動の一つ一つに責任があることを自覚し、使命を果たしていく」と話しました。

式終了後、新成人たちはさまざまな思いを胸に、友人や家族と談笑し、写真を撮るなどして楽しそうに過ごしていました。



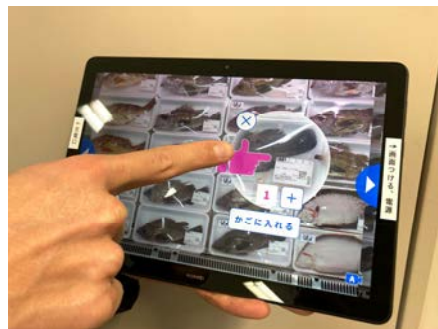
「なみえバーチャル商店街サービス」の実証実験

自宅にいながら町内店舗の商品を購入・発送する「なみえバーチャル商店街サービス」の実証実験が始まりました。

この実証実験は、「VR買い物支援サービス」を活用したもので、利用者は専用のアプリを起動することで、浪江町内の「柴栄水産直売所」「道の駅なみえ」「イオン浪江店」の商品棚の映像をリアルタイムに見ながら、好きな商品を購入することができます。購入した商品は、町内で行われている“乗合いタクシーサービス”の実証実験「なみえスマートモビリティ」で配送されます。

浪江町は、約5年前に一部地域で避難指示が解除されましたが、帰還者の高齢化が進んでおり、車を持たない高齢者の皆さんが手軽に買い物できるようにと、このサービスが始まりました。

実証実験は2月4日まで行われ、結果を踏まえて今後本格的に運用するかどうかを検討していく予定です。



2月の『ひばり』

日	月	火	水	木	金	土
					4	5
					ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み
6	7	8	9	10	11	12
	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み	建国記念の日 ひばり休み	ひばり休み
13	14	15	16	17	18	19
	ひばり休み	ひばり休み		ひばり休み	ひばり休み 浜通り配布	ひばり休み

問い合わせ

交流ルーム ひばり

(総合福祉センター内)

運営：さんじょうふくしま「結」の会

TEL 0256-33-8650

E-mail hibari_sanjo_nyh@yahoo.co.jp

[開設時間] 日・水 午前10時～午後1時

※さんじょうふくしま「結」の会

避難者と三条市のボランティアの有志で組織している団体で、「交流ルームひばり」の運営を無償で行っています。「交流ルームひばり」へお気軽にお立ち寄りください。

避難先住所等の届け出について

東日本大震災に伴い避難されている方で、次のような場合は、全国避難者情報システム（避難者名簿）に登録されている内容を変更する必要がありますので、ご連絡ください。

- ・転居したので住所が変わった（変わる予定である）
- ・家族構成が変わった（子が進学などで転出、帰還した家族がいるなど）
- ・避難生活が終了した（避難の意思を有しなくなった）

連絡先

三条市 福祉課 福祉・公営住宅係

TEL 0256-34-5405

三条市に避難している世帯数と人数(2022.2.3現在)

市町村名	世帯数	人数
小高区	15	37
原町区	3	3
南相馬市 計	18	40
浪江町	3	10
双葉町	1	3
郡山市	5	9
合 計	27	62

発行/三条市総務部政策推進課 三条市旭町二丁目3番1号
Tel 0256-34-5511